

習志野市立中学校休日地域クラブ活動管理運営等業務委託に関する基本仕様

1. 業務の概要

習志野市立中学校休日地域クラブ活動（以下「活動」という）は、学校が指導や運営に関わるもののない学校管理外の活動であり、受託者の責任の下で指導者を確保し、各校につき週1日程度、指導者による適切な指導を計画し実施すること。

2. 主な業務内容

- ・指導者の確保、事前の研修、活動期間中における指導者のサポート
- ・各地域クラブの運営に必要な一切の事項（指導、安全管理、日程調整等）
- ・練習試合・大会・発表会等の企画、引率、監督、審判等の運営
- ・保護者への各種連絡、応対
- ・本市が実施する保護者説明会への協力及び同席
- ・保険加入手続き及び申請等業務
- ・学校等関係者との連絡調整
- ・指導者への謝金等の支払い
- ・精算書類の作成、提出

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

なお、地域クラブの活動期間は、後記4（2）のとおりとする。

4. 運営事業実施方法等

（1） 種目・実施場所・参加校等

No	種目	実施場所	参加校	参加予定人数 (人)	兼職兼業希望 教員数(人)
1	女子バレーボール①	第一中学校	第一中学校	37	0
2	女子バレーボール②	第五中学校	第五中学校	46	1
3	野球	第二中学校	第二中学校	13	2
4	ソフトボール	各参加校のいずれか	第三中学校	8	1
			第七中学校	4	2
5	女子ソフトテニス	第四中学校	第四中学校	26	0
6	男子バスケットボール	第六中学校	第六中学校	20	1
7	男子卓球	第七中学校	第七中学校	7	0

ア 種目

女子バレーボール2、野球、ソフトボール、女子ソフトテニス、男子バスケットボール、男子卓球の7クラブとする。

イ 地域クラブ数及び指導者の配置人数

地域クラブの活動時に配置する主任指導者、副主任指導者（以下「主任指導者等」という。）の人数は、最大14人とする。

主任指導者等のそれぞれの役割及びクラブ当たりの配置人数については、後記（8）に基づき配置する。

※ 主任指導者等の配置に当たっては本市の承認を得ることとし人数を変更する場合についても、本市と協議の上、決定すること。

ウ 地域クラブの参加校

地域クラブの参加校は、習志野市内の全ての市立中学校であり、各学校において原則として1部活動以上が参加する。なお、一つの部活動で一つの地域クラブとして活動する場合と、複数の学校の同一種目の部活動が一つの地域クラブとして活動する場合がある。

エ 活動場所

活動場所は各学校であり、複数校合同で参加する場合は、参加校同士で定期的に持ち回りするなどし、どちらかの学校の生徒が移動の負担などを生じないよう、公平にする取り組みを行うこと。

ただし、練習試合や大会に参加する場合は、各参加校以外で活動する場合があるため留意すること。

オ 参加生徒

原則として、実証事業に参加する部活動に所属する部員（令和7年度における1年生及び2年生）を想定している。

なお、活動開始後においても、部活動を引退した3年生生徒等で地域クラブへの参加を希望する生徒が生じた場合は、本市と協議のうえ、可能な限り受け入れること。

(2) 活動実施期間

令和7年8月9日（土）から令和8年3月31日（火）

(3) 各参加校との打ち合わせの実施

ア 各参加校と受託者の打ち合わせ【活動開始前に各校1回以上実施】

受託者は、契約締結後に各学校へ連絡し、各学校に運営体制を説明するとともに、活動方針、緊急時の連絡体制、部活動顧問・指導者間の打ち合わせや保護者説明会の実施等について、各学校と打ち合わせを行うこと。

イ 主任指導者等の決定【指導者が決定したら、随時学校に連絡】

主任指導者等が決定したら、各学校へ連絡すること。

ウ 部活動顧問等と主任指導者等の打ち合わせ【活動開始前に実施】

主任指導者等は、円滑な地域クラブ運営のため、活動開始前までに、各参加部活動の部活動顧問等と、部活動の指導方針・内容や生徒等の状況、並びに学校施設の利用方法、AED及びWBGT測定器の設置場所等についての確認を行うための打ち合わせを行うこと。なお、複数校合同の場合も同様に、すべての参加部活動の部活動顧問と打ち合わせを行うこと。

受託者は、打ち合わせに参加した主任指導者、副主任指導者に対し、謝金・交通費を支給すること。打ち合わせ参加にかかる謝金等については、本契約の委託料に含むこととする。

(4) 活動計画の作成及び周知

統括責任者及び主任指導者は、学校等と協議しつつ、活動実施期間における活動計画（活動日及び休養日等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び練習試合・発表会等の実施日等）を作成し、本市及び学校に提出する。なお、計画の策定にあたっては、「習志野市部活動ガイドライン」を遵守すること。

（５） 活動日数

活動実施期間中、週１日程度（土曜日、日曜日または祝祭日）の活動を原則として、実施期間内で２５日を上限とする。なお、練習試合等を行う場合は、原則、期間中１０日を上限とする（自校や近隣校等で交通に関する負担が発生しない場合は練習試合は回数の上限に含めない）。

（６） 練習試合等への参加及び地域クラブ内容充実のための取組

ア 練習試合等への参加

近隣校等において練習試合等を行う場合は、会場までの引率や審判等の試合運営を行う。引率に当たっては事前に生徒に交通手段等の詳細を通知し、生徒が安全に移動できるよう配慮するとともに、引率等を行う。その際、参加に係る生徒の交通費は保護者負担とする。

イ 地域クラブ内容充実のための取組

期間中１回以上、通常の練習以外に、地域クラブ活動としての内容充実を図るため、生徒の多様なニーズに応じ、例えばそれぞれの種目の技術講習会といった専門的な取組みや高校生や大学生などとの合同練習といった世代間交流、種目にとられない活動やモチベーションや栄養講座等の座学などの取組みを実施すること。

なお、地域クラブ活動の内容充実の取組みについては、地域クラブの持続的な活動の一環として、可能な限り各受託事業者による地域人材・民間事業者等との連携や自主財源（寄付金や協賛金等）により実施すること。

（７） 生徒活動時間及び運営スタッフ勤務時間

活動は１日あたり３時間程度までとする。活動終了後は参加生徒を一堂に集め、一斉に下校させる。なお、主任指導者等の勤務時間には、準備、片付け、下校指導等に要する時間を含むこととする。

なお、大会・練習試合等に参加した際に３時間程度を超える場合も、勤務時間とすること。（最大６．５時間程度を想定）

（８） 配置人員

ア 職種別活動内容及び配置数

受託者は、以下に記載する人員を配置すること。

職名	配置数	活動内容
総括責任者	１名以上	○本市との連絡調整 ○活動計画・業務月報の作成、提出 ○学校との連絡調整 ○練習試合への参加に係る調整 ○活動中止の判断 ○活動中の事故やけがの報告

		○参加生徒の保護者への連絡調整 ○運営スタッフの取りまとめ ・運営スタッフ間の情報交換、共通理解の形成 ・運営スタッフの勤怠管理 ・運営スタッフの急な欠員補充対応 ○平日の部活動と休日の地域クラブ活動との連携に あたり必要となる顧問教諭との連絡 ○精算書類の作成、提出
主任指導者	1 クラブあたり 1 名以上	○活動計画・業務月報の作成 ○活動の指導 ・当日の指導内容の計画・指示 ・生徒の活動への出欠状況把握 ・生徒への指導及び安全管理（下校指導を含む） ・学校外活動における生徒の引率及び監督等 ・活動中の事故やけがへの対応 ○活動中止の判断 ○参加生徒の保護者への連絡調整 ○運営スタッフ間の協力 ・統括責任者との連絡調整 ・指導者間の情報共有 ○学校施設及び物品の使用管理
副主任指導者	安全性の確保や 専門性が高い種 目	○活動の指導 ・生徒への指導及び安全管理 ・学校外活動における生徒の引率補助及び監督補助等 ・活動中の事故やけがへの対応 ○運営スタッフ間の協力 ・指導者間の情報共有 ○学校施設及び物品の使用管理

イ 実施体制

職名	活動内容
総括責任者	・受託者の常勤雇用者である者で、平日において、本市及び保護者との連絡調整が可能である者
主任指導者	・活動期間を通して原則同一の者とし、指導種目の実施経験がある者で、以下のいずれかを満たす者 - a 部活動の指導に足る資格を有する者 【資格例】（公財）日本スポーツ協会の発行する公認スポーツ指導者コーチ1、教員免許等 - b 部活動の指導者に足る資格に準じた研修を修了した者

	(下記オに示す研修の受講を修了した者または修了予定の者) c. これまでの経験から指導を行うのに十分な知識や技術を有している者
副主任指導者	・指導種目の実施経験がある者で、下記オに示す研修の受講を修了した者または修了予定の者

ウ 給与・謝金等

運営スタッフの給与・謝金等は毎月支払うこと。

職名	金額	交通費	1日当たりの勤務時間数
総括責任者	受託者が見積もる金額（給与）	給与に含む	受託者が見積もる時間数
主任指導者	時給 1,600 円（謝金）	往復 1,000 円	3 時間 0 0 分まで
副主任指導者	時給 1,600 円（謝金）	往復 1,000 円	3 時間 0 0 分まで

受託者は、給与・謝金等についての計算期間や支払日、支払方法等について定め、事前に各運営スタッフに説明のうえ、適切に支払事務を行うこと。

また、大会や練習試合等で通常の活動とは異なる活動を行う場合においては、引率の時間等を考慮し、1日当たりの勤務時間数について、主任指導者及び副主任指導者は最大6時間30分までとする。

なお、本事業は国庫委託金事業を予定しているため、必要に応じて運営スタッフの勤務条件、実出勤日、実勤務時間、実支払額、事業実施状況の分かる書類（就業規程、出勤簿、勤務時間管理簿、事業日誌、給与・謝金等台帳（支払明細）等）の提出を求める。また事業完了の日の属する年度の終了後5年間は関係書類を保存すること。

エ 交通手段

運営スタッフは原則として、徒歩、自転車、自動車又は公共交通機関を利用するものとする。事業の実施に必要な車両の学校内への駐車を希望する場合は、事前に学校と協議する。

なお、交通に当たって必要となる費用には、各運営スタッフが負担した高速道路利用料や駐車場料金を含むことができる。

オ 指導者への研修

受託者は指導者に対して活動開始前までに研修を行い、指導者としての質及び能力の向上に努めること。

また、研修で使用了資料等については、研修終了後、本市に提出すること。

受託者は、研修を受講した指導者に対し、研修受講の所要時間に応じて謝金を支給する（集合研修の場合は交通費も支給する）こと。研修受講にかかる謝金等については、本契約の委託料に含むこととする。

研修に当たっては以下を参考にし、安全安心な地域クラブ活動とするために必要と考える研修を実施すること。

<指導者研修メニュー>

基礎研修※活動開始前に必ず実施

【趣旨・目的】地域スポーツ・文化活動の指導者としての基礎的知識及び中学生世代の生徒への指導のためのノウハウの習得

【内 容 例】「習志野市運動部活動ガイドライン」等の遵守、本事業趣旨、学校との分担・連携、指導者の役割、生徒との接し方、各種ハラスメントの防止、安全管理、倫理的問題、アレルギー対応等
専門研修（専門科目）※必要に応じて実施

【趣旨・目的】種目別の指導方法の習得

【内 容 例】種目別の指導案作成、マネジメント、指導実技、安全管理等

キ 人材の確保

受託者は学校・本市との連携の下、千葉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（「ちばクラサポ」）の活用、現在部活動指導員として従事している者や、公募等により運営スタッフを確保すること。

なお、参加部活動の顧問等の本市教員が兼職兼業での指導者従事を申し出た場合は、可能な限り対応すること。

ク 胸部エックス線検査の受診について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、指導者に対し健康診断（胸部エックス線検査）を受診させること（受託者が指定する医療機関で健康診断する場合は、受診料は受託者負担）。

ただし、指導者が他の医療機関で健康診断（胸部エックス線検査）を受診している（これから受診する）場合には、診断結果で「異常なし」を確認し、健康診断の受診を免除することができる。

また、受託者が負担する健康診断の受診料については、本契約の委託料に含むこととする。

（９）その他

ア 保険手続き

（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を参考に、傷害保険及び賠償責任保険に生徒を加入させ、保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を行うこと。なお、補償内容については、災害共済給付と同程度の保険を選定すること。

なお、保険料については、本契約の委託料に含むこととする。

イ 保護者・生徒・学校・地域指導者アンケートの実施

本市から求められた場合は、保護者・生徒・学校・地域指導者へのアンケートに関する業務に協力すること。

（１０）保護者への各種連絡

ア 保護者への連絡

保護者との連絡については、地域クラブ運営の効率化の観点からＩＣＴツール（以下「ツール」という。）を活用することとし、原則として以下の要件を満たすもの

を使用すること。

- ① 保護者のスマートフォン（iOS・AndroidOS）で利用できること。
- ② カレンダー等の形式で、地域クラブの活動日が容易に確認できること。
- ③ 出欠等の連絡がツールでできること。
- ④ 災害時や荒天時の急遽の連絡等のため、登録者に対して一斉通知ができること。
また、任意の地域クラブに所属する登録者に対して一斉通知ができること。
- ⑤ 個人情報へのアクセスが適切に制限されていること。
- ⑥ 統括責任者等が、ツール内で行われたやり取りについて把握できる仕組みを有すること。

なお、緊急時等やむを得ない場合は、主任・副主任指導者から保護者へ直接電話連絡を行うことを可とする。

イ 保護者からの連絡対応

保護者から受託者への連絡は、ツールによるものを原則とし、緊急時の場合は、電話により統括責任者又は事業所で受けるものとする。事前に緊急連絡先の電話番号を保護者等へ周知し、平日や休日の運動部活動中においても対応できる体制を整えること。また、参加生徒の下校後最低１時間は、保護者や学校からの連絡や問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

（１１）配慮を要する生徒への対応

特別支援学級に在籍する生徒や外国語の対応が必要な生徒、運動誘発アレルギー反応がある生徒等については、きめ細かな配慮が必要であるため、保護者や学校への聞き取り等を実施し、主任指導者等の関係者間で共通認識を図り、適切に対応すること。

（１２）事業所の指定

受託者は、下記業務を行うための事業所を指定し、本市へ報告する。

- ・ 申込関係書類、保険関係書類等の保管及び各書類を使用した事務

※各種書類は、事故が発生した際等に統括責任者が速やかに必要な内容を確認及び活用できるようにしておくこと。

（１３）安全管理対策

受託者は、生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。また、生徒の言動に注意し、活動内においていじめ、虐待の兆候がある場合には統括責任者を通して学校に相談し、連携して対応すること。

ア 事故やけがへの対応

救急法、応急措置、医療機関・保護者への連絡等、対処方法を明記した事故対応マニュアルを作成し、活動中の運営スタッフに携帯させること。マニュアルの内容については、運営スタッフへの研修を行うこと。また、応急措置のできる救急セットも常備すること。

また、AEDの利用などを含め、事故発生時の対応について事前に学校と協議し、必ず運営スタッフで迅速に対応すること。一連の対応後は、速やかに学校及び本市に報告すること。

イ 災害時の対応

災害時の対応について、学校とも相談の上、各種法令等を遵守した災害対応マニュアルを作成し、運営スタッフへの周知徹底を図ること。災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、学校とも連携を図りながら、生徒の安全を考えた適切な対応に努めること。

ウ 熱中症対策

熱中症予防のため、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じることとし、温度や湿度の状況に応じて危険と判断した場合には活動の中止や見直し等を検討すること。

エ 落雷事故対策

運営スタッフは落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合はためらうことなく計画の変更・中止等の措置を講ずること。

また、雷鳴が聞こえるときはすぐに屋内など安全な場所（校舎内等）に避難すること。

オ 暴風・大雨等への対策

活動実施前及び活動中に「暴風警報」「特別警報」「避難勧告」「避難指示」等が発令されている場合の対応については、学校の基準に準じて判断すること。

カ その他

（ア）光化学スモッグやPM_{2.5}発生時等、受託者が活動に支障があると判断した場合は、計画の変更又は活動の中止等の措置を講じること。

（イ）受託者はあらかじめ対象校における通学経路を確認しておき、不審者が出没するなど緊急に下校する必要がある場合は、学校と協力の上、運営スタッフも引率に加わって安全に下校させること。

（１４）活動中止の場合の対応

ア 中止の決定

屋外種目等で雨天やグラウンド状態等により活動できない状況が生じた場合で、効果的な活動ができないと判断した場合は、受託者は、屋内での活動への変更も含めて対応を検討した上で、活動の可否を決定すること。なお、屋内での活動の実施については、事前に学校・顧問等と情報共有し、円滑に活動ができるよう努めること。

イ 中止の連絡

活動を中止する場合、統括責任者または主任指導者が保護者に対して連絡すること。

ウ 活動の振替

中止した活動については、原則として、別の日に振替を行う。

(15) 業務月報の提出

受託者は、運営スタッフの勤務状況及び活動実績（活動日時、練習試合参加日、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等）を業務月報に取りまとめ、定期的に、本市が指定する期日までに提出すること。

受託者はその他、本市が求める活動実績を必要に応じて提出すること。

(16) その他

ア 禁止行為

事業の運営にあたり、受託者並びに受託者に雇用等及び業務委託された者等関係するすべての者は、営利的活動、政治的活動及び宗教活動等を禁止すること。

イ 苦情処理

保護者等からの要望や苦情（以下「要望等」という。）に迅速かつ適切に対応することとし、都度本市と情報を共有すること。要望等に対応する担当者（統括責任者）の氏名及び連絡先電話番号を活動計画に明記し、連絡・相談体制の整備を図ること。また、対応が困難な要望等があった場合は、速やかに本市及び学校に連絡し、対応を協議すること。

ウ 損害賠償保険

運営スタッフは必要な賠償責任保険に加入するものとする。運営スタッフが本事業への従事中に負傷、疾病等を被った場合は、当該賠償責任保険等で対応するとともに、誠意をもって対応すること。

エ 発表会等について

活動期間中における休日の活動は、原則として地域クラブとしての活動であり、部活動としての活動は行わない。

なお、例外として、以下の活動については、部活動としての活動を行うことから学校と連携し対応すること。

① 学校の部活動として出場する必要がある大会への参加

② ①の大会等に参加するために直前に部活動としての活動を行う必要がある場合

また、①の活動にあたって必要となる活動（例：部活動としての本番を想定した練習試合や審判講習会など）については、部活動の実情に合わせて、部活動の活動とするか、地域クラブの活動とするか学校と協議し実施すること。

5. その他

(1) 情報の保護及び管理

ア 情報の保護及び管理

習志野市情報公開条例等に基づき、市の保有する情報の適切な保護及び管理のために必要な措置を講ずること。

イ 個人情報の保護及び管理

本契約書における「個人情報取扱特記事項」その他関係法令に基づき、事業運営するにあたって取り扱われる個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。

(2) 再委託の禁止

受託者は、第三者に対して本業務を包括的に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 本市への報告

受託者は、以下の各号に掲げる場合、速やかに本市に報告すること。

ア 委託業務の実施中に事故が生じた場合

イ 委託業務の履行にあたり、学校及びその他の施設又は物品を滅失又は毀損した場合

ウ 本事業において、参加生徒に傷病があった場合

エ 保護者等から地域クラブの運営に影響を及ぼす要望等があった場合

オ 事業計画の重要な部分を変更する場合

カ 受託者の定款に変更があった場合

キ その他本市の指示する事項

(4) 損害賠償

前記(3)ア、イ及びウの場合、その原因が受託者の責めに帰すべき事由によるときは、受託者は本市の指示に従い、現状回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(5) 事業内容の充実

受託者は、運営の改善点を把握するとともに、事業内容の充実に努めなければならない。

また、受託者は、調査を実施する場合、実施する調査の内容、調査の実施状況及び結果を本市に報告しなければならない。

(6) 学校施設及び物品の使用について

ア 使用できる施設

活動に当たって必要となる学校施設について、あらかじめ確認するとともに、その使用・利用についてそれぞれの学校長の許可を得ること。

イ 使用時の注意事項

①建物の使用

事業の実施により、施設の構造、建築材その他の箇所について、剥離、損耗、滅失等による機能や安全性、美観を損なうことがないように、使用方法に留意するとともに、活動の前後に点検を行い、施設の維持・管理に努めること。

②鍵の管理

事業の実施に必要な施設の鍵については、学校の指示に従い、適切に管理することとし、活動実施期間終了時には、学校に返却すること。

※鍵・機械警備解除に関するセキュリティキーの複製等にかかる費用については、本契約に含むこととする。

ウ 物品の借用

活動時に必要な物品は、学校の既存の物品を借用することができる。

また、活動時に損耗が激しい消耗品（石灰等）や地域クラブでしか使用しない消耗品（指導者用の名札等）を使用する場合は、必要に応じて消耗品を購入して活動時に使用すること。

※ 借用物品については学校と調整すること。

※ 消耗品の購入等にかかる費用については、本契約の委託料に含むこととする。

（７）実地調査等

ア 本市は、委託業務及び経理の状況、情報管理体制に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、受託者は書類の提出、開示及び説明を行う等、積極的に協力すること。

イ 受託者は、本事業が仕様書及び企画提案書等に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己点検を行うこと。

ウ 本市は、受託者が法令・契約書等を遵守しない場合、又は仕様書及び企画提案書等に沿った運営を行っていない場合は、業務改善を指示する。この場合、受託者は改善計画書を速やかに提出するとともに、適切な対応をしなければならない。

（８）監査等

本市の委託業務にかかる監査等の対象となる場合において、受託者は説明を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められた場合は、本市の指示に従い対応を図るとともに、説明資料の作成等に協力すること。また、本事業にかかる業務の証拠書類については、事業完了の日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（９）引継ぎ

本業務委託満了等により業務委託契約が終了する際、または受託者が変更となる場合には、本市及び引継ぐ団体に対し、安定して円滑に事業運営が継続できるように、引継ぎを行うこと。

（１０）精算書類の作成、提出

本事業者、国からの委託事業のため、定期的に本市から受託者に対して、本事業の履行に要した経費の精算書類の提出を求める。そのため、定期的に本市の指定する期日までに、精算書類を作成し、提出すること。

また、事業完了の日の属する年度の終了後５年間は関係書類を保存すること。

（主な精算書類）

ア 統括責任者、指導者（雇用契約を締結している者）

雇用契約書又は標準報酬決定通知書、業務月報（様式あり）、出勤簿、給与明細又は賃金台帳

イ 指導者（雇用契約を締結していない者）

謝金規定（謝金単価を示す書類）、指導者への依頼状、指導者の承諾書、業務月報（様式あり）、謝金の振込明細書

ウ その他

交通費に関する規定、旅費明細書（様式あり）、交通費に係る交通経路が確認できる資料の写し（駅すぱあと等）、車使用の場合における交通経路が確認できる資料の写し（グーグルマップ等）、交通費の支払いが確認できる振込明細書、本業務に必要な消耗品の購入や役務の利用等に係る見積書・納品書・請求書・領収書、スポーツ安全保険等に係る請求書・領収書・加入者一覧・最新の損益計算書、その他本市が提出を求める書類

（１１）成果報告書の提出

本事業者、国からの委託事業のため、本市から受託者に対して、事業内容等を明らかにした成果報告書の作成を予定している。記載内容は、以下の内容を予定しており、必要に応じて受託者への照会等を予定しているため、成果報告書の作成に協力すること。

- ・各種目への生徒の活動状況、事業期間を通じた活動の実施状況、事故等の集計、学校施設活用状況、運営スタッフの配置状況及び研修実施状況等
- ・全市的な実施を見据えた統括団体としての運営方法、研修、指導者の業務管理、財務会計等の在り方に関し、ＩＣＴの活用も含めた検討・検証
- ・指導者の確保、研修、派遣、評価や、学校側との連絡調整など統括団体の運営について、実施時の課題及び改善方法
- ・内容充実の取組みに関する実施状況（生徒保護者の感想等含む）・実施に当たったの地域人材・民間企業との連携状況、自主財源の確保の取組状況など

（１２）委託料の減額

活動実施期間における活動日数の平均が２２日に満たなかった場合には、その満たなかった日数分の指導に係る経費（指導者に対する人件費、謝金及び交通費等）を、本市と協議の上、委託料から減額するものとする。

（１３）その他

ア 本業務の遂行にあたっては、本市と密接に連絡を取るとともに、この仕様及び契約書に定めのない事項、履行上の疑義については本市と受託者の協議により定めるものとする。

イ 受託者は、この仕様に記載されていないことで、本業務を行う上で本市が必要と認めたことについては本市との協議に応じること。